

浜田市空家等対策の推進に関する条例

平成28年12月22日条例第49号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市、空家等の所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、空家等の適切な管理及び活用を促進するために必要な事項を定めることにより、市民の居住環境の保全を図り、もって安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。

(2) 事業者 市内において不動産業、建設業その他空家等の管理及び活用に関連する事業を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空家等の適切な管理及び活用の促進がなされるよう、必要な施策を実施するものとする。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に自らの責任において空家等の適切な管理及び積極的な活用に努めるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、第3条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(支援)

第6条 市長は、所有者等が、特定空家等に関し危険な状態を解消するために必要な措置を講ずるときは、必要な支援を行うことができ

る。

(緊急安全措置)

第7条 市長は、空家等に起因する人の生命、身体又は財産に対する危害が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがある場合において、当該空家等の所有者等に当該危害を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がないときは、当該危害を回避するための必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じようとするときは、必要に応じ、浜田市空家等対策協議会の委員の意見を聴くことができる。

3 市長は、緊急安全措置を講じようとするときは、あらかじめ当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

4 前項の場合において、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地その他規則で定める事項を公示するものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるときは、事後において、第3項の規定による通知又は第4項の規定による公示をすることができる。

6 市長は、緊急安全措置を講じたときは、それに要した費用を所有者等に請求するものとする。

7 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容を浜田市空家等対策協議会に報告するものとする。

(警察その他関係機関との連携)

第8条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察その他関係機関に情報を提供し、必要な協力を求めることができる。

(浜田市空家等対策協議会の設置)

第9条 法第7条第1項の規定に基づき、浜田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の委員等)

第10条 協議会の委員は、15人以内とする。

2 協議会は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものをもって構成する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 市議会の議員
- (3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第10条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(浜田市空き家等の適正管理に関する条例の廃止)

3 浜田市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年浜田市条例第36号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日前に、旧条例の規定により行った手続、処分その他の行為については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略